

平成十四年二月十五日提出
質問 第一二一 号

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における報償費に関する質問主意書

提出者 岡田克也

平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における報償費に関する質問主意書

去る平成十四年二月十二日の衆議院予算委員会における基本的質疑のなかで、報償費に関する私の質問に対する政府の答弁には、曖昧なものが多々見受けられた。しかし、今後の国政に重大な影響を及ぼす論点であり、かかる問題については政府の姿勢をより明確に質す必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 外務省報償費の内閣官房への上納問題について、外務大臣自身が改めて調査する意思はないのか。また、「歴代外務大臣、官房長官等が『ない』と言ってるから上納はない」という外務大臣の答弁は、過去の調査結果について外務大臣自身が責任を持つという意味か。

二 外務省報償費と同様、官房報償費についても大臣決裁を求めべきだと考えるが、外務大臣に決裁でき、官房長官に決裁できない理由は何か。

右質問する。